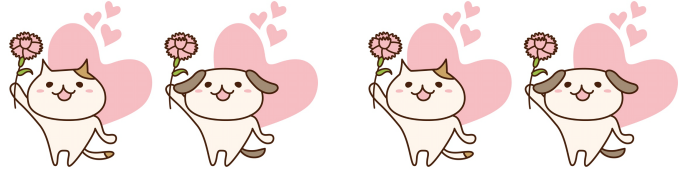


犬や猫の飼い主の皆様へ

9月20日～26日は動物愛護週間

動物は愛情と責任をもって、最期まで適正に飼いましょう



犬や猫を捨てないで

犬や猫などの愛護動物を捨てることは法律で禁止され、100万円以下の罰金が科せられることがあります。飼い主は最後まで責任を持って飼いましょう。絶対に捨てないでください。

狂犬病予防注射をお忘れなく

法律により、生後91日以上
の犬については生涯1回の登録と、年に1回の狂犬病予防

注射を受けさせることが飼い主に義務づけられています。

犬を飼い始めたとき、飼い主・住所等の変更があったとき、犬が死亡したときは、環境対策課へ届け出てください。

犬の放し飼いは禁止です

犬は条例によって放し飼いが禁止されています。どんなにおとなしい犬でも、嫌いな人にとっては怖いものです。家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずひも（リード等）をつけましょう。

フンの後始末をしましょう

フンは自分の敷地内で済ませましょう。

また、散歩のときはスコップ・ビニール袋等の処理用具を携帯して、必ず飼い主が持ち帰り、周りの人に迷惑をかけるないようにしましょう。

鑑札や名札をつけましょう

万一、迷子になった場合、首輪につけている鑑札や迷子札が唯一の頼りとなります。災害時にもとても有効です。

普段室内で飼っている場合も、首輪に鑑札や名札などを付けておきましょう。

猫の室内飼育のすすめ

猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑になるだけでなく、交通事故や病気など猫への危険も多くなります。

猫は室内でもストレスをためずに飼うことが可能ですので、室内での飼育をおすすめします。

また、飼い主が気付かなくても、他の家の敷地にフンや尿、嘔吐をしたり、庭や畑を荒らしたりなど迷惑をかけていることが多く、苦情の対象になっていきます。

地域の方々が気持ちよく暮らせるよう、きちんとつけましょう。

飼い主のいない猫に

エサを与えない

エサを与えるだけで他に何もしないと、猫がどんどん増え、環境を汚したり、近隣に迷惑がかかってしまいます。

飼い主のいない猫を増やさないためにも、置きエサ禁止・糞尿の始末・不妊去勢手術を行いましょう。

問合せ先

環境対策課環境保全係
☎ 22213

防災ラジオで

発生している
雑音について

市民の皆さまに有償配布している防災ラジオにおいて、頻繁に雑音が発生するという現象が起こっています。

雑音の発生について

考えられる原因

調査の結果、防災ラジオの電波を送信する中継所の老朽化による、機器の故障が確認され、それによる誤作動を原因の一つとして考えています。

また、平常時においても防災ラジオの電波に近い周波数の電波や、天候による電磁波の影響を受けて雑音が発生するという場合があります。

対応状況

現在、中継所の故障箇所の修繕作業を進めるとともに、その他の原因についても調査をしています。

対処方法

- ・ 防災ラジオアンテナを縮めて受信の感度を弱める
 - ・ 電源を一度切り、設置場所を変え、再度電源を入れる
- ※ご理解のほどよろしくお願
いします。

問合せ先

地域防災課防災係
☎ 4145
(窓口) ☎ 3914

電気柵の適切な設置・
管理をお願いします

鳥獣被害防止用の電気柵を設置する際は、感電による事故を防止するために、左記事項を厳守してください。

① 電気柵の電気を30ボルト以上の電源から供給するとき
は、電気用品安全法の適用を受けた電源装置を使用すること。

② 公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を設置すること。

③ 電気柵を設置する際は、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示を行うこと。

④ 事故が発生した際に、すぐに通電を解除できる開閉器（スイッチ）を電路に設けること。

また、電気柵等の設置に対し、原材料費の50%を市で補助しています（上限10万円）。

問合せ先

産業振興課産業振興係
☎ 3914